

令和6年第2回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年2月9日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター研修室において、第2回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁（欠席）	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員3名】

20番 井手 信一	30番 星野 隆治（欠席）	32番 大隅 高博
36番 重光 清士		

（※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。）

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について

- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 市営土地改良事業の換地計画に関する意見について
- ・議案第 3号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 8号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松 尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 日 野 清 宝
事務吏員 渡 辺 晃

事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 森 田 誠 市
農地改良復旧室 計画管理係長 石 井 宏 明
農地改良復旧室 計画管理係 中 村 祐 太

(開 会 14:01)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和6年第2回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）3名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に9番窪山委員、10番長野委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

6ページまで32件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から32番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
7ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届について」を議題とし事務局の
説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （川波）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田
委員。

1番挙手

議 長 1番徳田委員。

1番 （徳田委員）届出人の住所、届出物件、変更計画については記載のとおりです。ここは、田
んぼでしたが、畑にするということで、道なりの高さに地上げをされてます。用排水計画は、
地下浸透、自然流下、水路放流です。理由は、水はけを良くして畑として利用するものです。
作付けは野菜と聞いています。工事は始まっており地上げをしておりました。以上です。
ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。報告番号1番について質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告番号第1号を終わります。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の

説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課(森田) 挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 (森田) 詳細について説明

利用権設定届出件数は25件、設定面積71,318㎡です。設定筆数は50筆です。次のページに移ります。利用権設定内訳になっております。地区別の設定内訳になっております。今回の地区別設定面積が71,318㎡ということです。トータル面積は前月一番左側の面積より、解約関係があったので若干減少したようになっています。10ページをお開き下さい。期間別の明細表になっています。今回は、ほとんど設定が5年、10年に集中したようになっています。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。11ページをお開きください。次に、議案第2号「市営土地改良事業の換地計画に関する意見について」を議題とし事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、農地改良復旧室の説明を求めます。

農地改良復旧室 挙手

議 長 農地改良復旧室。

農地改良復旧室 (中村) それでは、11ページ議案第2号につきまして、説明させていただきます。農地改良復旧室では、平成29年7月九州北部豪雨災害で被災した原形復旧が困難な河川沿いの農地の復旧工事を区画整理型で行っております。この度、妙見川上中流域地区の復旧工事が終わり、換地計画の作成を行いました。

今後、県へ認可申請を行うにあたり、土地改良法の規定に基づき、農業委員会の同意を得る必要があるため審議を求めるものであります。お手元の資料に基づき説明を致します。資料は12ページから16ページです。場所は、12ページ位置図のとおりです。赤枠で囲んでいる箇所が対象の地区となります。地区面積は、上流、中流併せて約1.7haです。13、14ページのNo.1が上流の図面です。13ページが従前の現形図、14ページが換地後の図面です。それぞれ赤枠で囲まれたエリアが、今回の農地改良のエリアです。換地後の図面にありますように従前は農地11筆8,215㎡が、換地後は、7筆農地面積7,268㎡になりました。続いて、15、16ページのNo.2が中流の図面です。15ページは従前の現形図、16ページは換地後の図面です。中流は従前地11筆7,463㎡、換地後は11筆6,637㎡になっております。中流で筆数が変わっていない理由は、朝倉かんがい排水農業用水管が通ったことにより、地上権を設定したため分筆をしたものです。ただし現地は5枚の農地で整備をしております。農地面積が減っている分につきましては、道路、水路の整備に充てられています。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 農地改良復旧室の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、同意、不同意についてお伺いいたします。市営土地改良事業 妙見川上中流地区の換地計画について、同意される方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、市営土地改良事業 妙見川上中流地区の換地計画については、同意とし、市長へ通知いたします。

議 長 17ページをお開きください。次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の6番小島委員、22番永露委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号2番についてあっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、担当地区委員の7番椿委員、30番星野委員を指名致します。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号3について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3について、担当地区委員7番椿委員、30番星野委員を指名致します。

事務局 (岩切) 審議番号4について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議 長 次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員7番椿委員、30番星野委員を指名致します。

事務局 (岩切) 審議番号5について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議 長 次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、担当地区委員8番吉松委員、37番上野委員を指名致します。審議番号1番から5番を一括し質問や意見はありませんか。

12番挙手

議 長 12番田中委員。

12番 (田中委員) 備考欄に申請者と書いてありますが、地主さんから頼まれたのではなくして、申請者が頼まれたということですか。

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 申請者は登記名義人の名前で、こちらのあっせん申出は記載しておりまして、申請者の方が代理人で来られて、勿論承諾の上で、申請者、あっせん申出人は記載のとおりです。わかりやすいように備考欄に記載したものです。

12番 (田中委員) 申請者は届出をした方の名前が載っていて、あっせん申出人が窓口に来られた訳ではないということですね。

事務局 (岩切) そうです。登記名義人の名前があっせん申出者のところに、登記簿の名義と一緒に載せています。申請者は、記載の通りの方です。

12番事務局 (田中委員) 申請者と届出人は違うということですか。

議 長 (岩切) そうです。

事務局 代理で申請に来られたわけでしょう。

議 長 (岩切) そうですね。

7番 審議番号3番は、同じ住所になっているので、夫婦か親子ということでしょう。

議 長 (椿委員) 審議番号3番は、夫婦であります。4番は、兄弟だと思います。

事務局 4番は奈良県であり遠方であるために、申請人が代わりに窓口に来られた。

7番 (岩切) 実際は、権利の確認を窓口で行ってきました。関係もお尋ねしました。

議 長 (椿委員) 実際以前にあっせんに出ていましたが、高齢の方が亡くなられたので改めて申請されています。

議 長 委任状があった方がいいと、田中委員は思っているんでしょう。

議 長 他に意見や質問や意見はありませんか。

全委員 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番から5番について、賛成の方の挙手を求めます。

議 長 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第3号は可決致しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 朗読をもって説明。21ページまで11件ございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

議 長 17番挙手

議 長 17番手嶋委員。

17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。これに関しましては、譲渡人の兄が施設に入所されたので、弟へ贈与されるということです。現地も確認しましたが、兄が92歳くらいになられるそうで、前から弟が農地を管理していました。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議 長 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

議 長 5番挙手

議 長 5番武井委員。

5番 (武井委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は新規就農(自家栽培)。譲渡人は遠方に住んでいるため。譲受人は黒川の方ですけれども、災害があった時に避難する

場所が欲しいということで、農地付きの家を購入しました。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議長 5番武井委員。

5番

(武井委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望となっています。譲渡人は離農ということです。譲受人は酪農をしており、以前から耕作していたようです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議長 5番武井委員。

5番

(武井委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして譲受人は規模拡大。譲渡人は相手方の要望ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

議長 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長 14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人と譲渡人は義理の兄弟です。管理ができないから贈与するということです。もともと譲受人が譲渡人の土地を管理しておりまして、今回譲るということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

議長
9番

(窪山委員) 審議番号 6 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由としまして、譲渡人は離農ということです。譲受人は相手方の要望ということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(「なし」と呼ぶ者あり)

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

議長を交代致しました。次に、審議番号７番について担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。

（樋口委員）審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由として、譲受人は規模拡大。申請土地に隣接しているところに譲受人が耕作している農地があります。実際、細い農道しかありませんでした。今回、屋形原橋に繋がる道が拡幅されるということで、道のそばに、譲渡人の農地157㎡が残るためここを購入すれば、道付きの農地になるということで、売買することです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

賛成の挙手

議長を交代致しました。次に、審議番号８番について担当委員の説明を求めます。

(永井委員) 審議番号 8 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲渡人は相続したが管理ができないためです。譲受人は長年耕作をしてきました。この際、売買をするということで決定しております。農地法第 3 条第 2 項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。

次に、審議番号９番について、担当委員が欠席ですので事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（渡辺）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由としまして、譲受人は、以前より耕作している農地を取得するため。譲渡人は規模縮小です。この申請農地につきましては、譲受人が取得したかった農地でしたが、下限面積要件があったため、譲渡人である兄と、利用権設定の状態でありました。この度下限面積が撤廃されたため、今回贈与により農地法３条申請を行うものです。譲受人は、農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

事務局委員の説明は終わりました。

議 長

審議番号９番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。

審議番号１０番については担当委員が欠席ですので、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

（渡辺）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由は、譲受人は、相手方の要望。譲渡人は相続したが管理ができないためです。この申請農地はもともと、譲受人・譲渡人両者の親が売買で、３条許可を取っていましたが、所有権移転がされないまま、両者の親が亡くなっております。今回、改めて贈与により３条申請を行うものです。譲受人は農地法第３条第２項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明は終わりました。

議 長

審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。次に、審議番号１１番について担当委員の説明を求めます。１０番長野委員。

１０番挙手

議 長

１０番長野委員。

１０番

（長野委員）審議番号１１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして、譲受人は規模拡大です。譲渡人は相手方の要望ということです。この農地は若干荒廃しており、管理が行き届いておりませんでしたので、譲受人が耕作するということで話が進んだということです。農地法第３条第２項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

審議番号１１番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、審議番号１１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 1 番は許可といたします。
 ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
 1 4 時 4 5 分まで休憩します。

1 4 時 3 6 分休憩
 1 5 時 0 0 分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。2 2 ページをお開きください。次に、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手

議 長 事務局。
 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。3 件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。6 番小島委員。
 6 番挙手

議 長 6 番小島委員。
 6 番 (小島委員) 審議番号 1 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、転用目的は農地改良(一時転用)です。転用の理由としまして、申請地は、大雨が降ると水没し耕作不便であるため地上げするものです。申請土地については、梅雨時期作物を植えると根が浮いてしまうほど冠水します。農地法の運用については、その他の農地に該当します。用途区分は農用地区域外。農地の区分は、第 2 種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について質問や意見はありませんか。
 議 長 農地を上げる土砂はどこから持ってくるのですか。
 6 番 (小島委員) ●●建設が施工します。
 議 長 変な土砂の持ち込みはないですね。
 6 番 (小島委員) 変な土砂の持ち込みはないと思います。
 議 長 他に質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。
 次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。6 番小島委員。
 6 番挙手

議 長 6 番小島委員。
 6 番 (小島委員) 審議番号 2 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、転用目的は農地改良(一時転用)です。転用の理由としまして、申請地は、大雨が降ると水没し耕作不便であるため地上げするものです。農地法の運用につきましては、その他の農地に該当します。用途区分は農用地区域外。農地の区分は、第 2 種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。次に、審議番号 3 番について、担当委

員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議 長
6 番

6番小島委員。

（小島委員）審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、転用目的は農地改良（一時転用）です。転用の理由としまして、申請地は、大雨が降ると水没し耕作不便であるため地上げするものです。以前は別の人が農地を所有していましたが、今回申請者が購入され、一緒に地上げをしようと話が整いました。農地法の運用については、その他の農地に該当します。用途区分は農用地区域外。農地の区分は第2種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。23ページをお開き下さい。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（川波）議案朗読をもって説明。25ページまで4件ございます。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議 長
5 番

5番武井委員。

譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、転用の目的は水汲み場の用地。転用の理由は、国道沿いで立地がよいため、水汲み場を設置し収入を得るものです。契約は売買です。参考事項としましては、水汲み小屋が1棟、駐車場が9台です。行政書士から事務局に文書が提出され、それをまとめてもらっておりますので、読み上げたいと思います。

「水利承諾は添付されておられません。申請代理人である行政書士によると、区会長に転用申請計画内容を説明しています。しかし、本件とは、申請人、転用目的も異なりますが、転用後に違う用途で使用したり、すぐに転売されたことがあるそうで、歴代区会長会で協議されるようになったそうです。結果、水利関係に問題はないものの、地域の事情により水利承諾書に署名ができないと言われたと説明を受けております。また、4月に区の集会があり、賛否を問うと言われたようですが、難しい印象を受けたそうです。以上の結果により行政書士からは、譲渡人が遠方に住んでいることから、農地の管理ができず、近隣土地所有者に迷惑を掛けたくないとの思いから早期売買をしたいと嘆願書がでています。譲受人からは他市で45年間水汲み場をしており、朝倉市でも10年、20年と長い間運営すると契約書、これらを提出することで、審査を進めてもらうよう、県に確認が行われているところです。」先日、ここの区会長と会ってきました。地元区会長に審議には上がっていることを伝えました。審議に上げていけば、おそらく許可になるでしょう。反対となることはあり得ないと伝えました。地元区会長からは、それはそれで大丈夫ですとのことでありました。許可になったらで、その後、譲受人といろいろな契約をしたいとのことでした。経過は以上です。農地法の運用につきましては、その他の農地。農地区分は第2種農地になっています。ご審議方よろしくお願い致します。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
- 1 番 (徳田委員) 水汲み小屋とありますが、この土地に水が湧いて、水を汲みそのような営業をされるということですか。
- 5 番 (武井委員) 一応ボーリングするようであります。ところが、下淵区からの意見としては、なぜこのようなところに水汲み場を作るのかという意見もあります。横に小石原川も流れていますので、川の水ではないかという意見も出ておりました。転売の可能性をあるのではないかと思われたりするのではないのでしょうか。水汲み場は設置するようであります。
- 1 2 番 挙手
- 議 長 1 2 番 田中委員。
- 1 2 番 (田中委員) 農業委員会に諮れば、必ず許可が出ると言われましたが、そういうことはあるのでしょうか。
- 議 長 以前は、不許可にしたことがあった。
- 1 2 番 (田中委員) 区の方も反対しているようであった。
- 議 長 安川地区は、以前問題があったので、外部の方の転用となると、そういう可能性があるのではないかと心配している。ずっと昔の話であるが、言われる。
- 1 2 番 (田中委員) このようなことがあるので、必ず許可が出ると考えない方がいいと思います。
- 1 8 番 (林委員) 結局 5 条であるので、最終的に県が許可を出すことになるので、農業委員会としては自由に意見を出したらいいと思います。これで、決定とかではない。懸念がある場合は懸念があるということで。
- 議 長 現在、既存井戸がありますか。
- 5 番 (武井委員) 既存の井戸はないようです。井戸で水を上げれば、まわりの住宅の井戸水が枯れるということは心配されているようです。
- 4 番 (末石委員) 事業計画、収支計画は提出されていますか。
- 事務局 (川波) 農地転用申請に伴い、事業計画書は添付されています。委員が言われた収支計画については資金計画書、見積書、残高証明書、融資証明などで資金状況の根拠資料は添付されております。
- 事務局 挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (川波) 委員が言われた事業計画とは、水を年間何 m³ 汲み上げる等の事業計画はありません。転用申請において既定の書面というものがありますが、例えば、事業所 1 棟、何平米建てます。給水計画は地下水汲み上げ等の記載はあります。今後例えば県が、必要に応じて年間地下水をどれくらい汲み上げるのかまた、客の見込み等、県が許可する際の判断材料として資料を求めることはあるかもしれませんが、今のところそういった指示が来ていないのが現状です。
- 議 長 暫時休憩します。
- 1 5 : 1 3 休憩
- 1 5 : 1 5 再開
- 議 長 審議を再開します。
- 議 長 審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員多数 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。9 番 窪山委員。
- 9 番 挙手

- 議 長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) 審議番号2番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は露天資材置き場です。転用の理由は、既存の資材置き場に現場事務所を建設することから資材置場が不足するためです。契約は売買です。農地法の運用につきましては、10ha以上の一団の農地、集落接続に該当致します。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
- 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。
- 6番挙手
- 議 長 6番小島委員。
- 6番 (小島委員) 審議番号3番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由。転用の目的は露天駐車場。転用の理由は従業員、来客用駐車場が不足していることから駐車場を整備するものです。契約は売買です。これは、譲受人の会社の前の敷地で会社の看板を建てたい。それと、来客用の駐車場を整備したいということから、譲渡人と協議し、売買が成立しています。また、樹木が生い茂り会社にそぐわないということでもあります。雨水は地下浸透です。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
- 次に、審議番号4番については、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
- 副会長 議長を交代致しました。次に、審議番号4番について担当委員の説明を求めます。
- 19番樋口委員。
- 19番挙手
- 副会長 19番樋口委員。
- 19番 (樋口委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は倉庫です。申請地は第1種農地ですが、流通業務施設建設ということで、特例となり転用ができます。付近に●●●●●●工場があり、そこで生産された飲料製品の保管スペースが不足しているため、倉庫を建てて、保管場所を提供するということで、保管業務を担うことが目的だそうです。譲渡人が多数おられますが、皆さんは全員兄弟ということです。譲受人の会社の親会社は、●●グループということです。説明は以上です。ご審議方よろしくお願い致します。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について質問や意見はありませんか。
- 6番挙手
- 副会長 6番小島委員。
- 6番 (小島委員) これだけの規模であれば、雨水排水関係の説明をお願い致します。

- 19番 (樋口委員) 雨水は、横に水路が流れていますので、側溝をつかってそこに流すということです。事務所も建設するということです。汚水が発生するということで、浄化槽を設置するそうです。以上です。
- 6番 (小島委員) わかりました。
- 9番 (窪山委員) 横の溝とは、三奈木の上の方から流れてきている溝ですか。
- 19番 (樋口委員) そうです。それと、国道側に細い溝があります。
- 9番 (窪山委員) あれだけの水を流すということは、相窪の方はいつも水害があっているのです、大丈夫ですか。
- 19番 (樋口委員) 調整池は建設します。
- 9番 (窪山委員) 三奈木の方は影響ないかもしれないが、心配している。
- 19番 (樋口委員) 調整池は建設します。
- 副会長 事務局 事務局説明をお願いします。
- (川波) 敷地内の一部に調整池を設けます。新設側溝を経由して調整池に入り、水路に放出していくようになります。
- 9番 (窪山委員) 調整池の水はどれくらい溜まりますか。
- 事務局 (川波) 有効貯水量509m³と書いてあります。
- 副会長 以上の説明で大丈夫ですか。
- 9番 (窪山委員) かなりの規模の面積になります。こういう場合は、隣接する水害を受けている相窪地区の了承は受けないでいいのかと思っています。今まで農地に溜まっていた水が直接流れるようになりますので、相窪の集落については水害が受けやすくなるのではないかと思いますので、相窪の集落と協議はしなくていいのかなと思っています。
- 副会長 事務局 申請を受付けた際はどのようなことでしたか。
- (松尾) 今回の開発の案件につきましては、規模としては本来であれば必ずしも調整池を設置しなくていい案件になります。ただ、地元説明会もされてありますが、協議していく中で、ここは水が多いので、水が溜まるという話になり、容量的には少ないかもしれませんが、地元の要望も取り入れて調整池を確保していますということで申請が上がってきているところです。
- 9番 (窪山委員) 地元説明とは、三奈木分ですか。相窪分ですか。問題は相窪です。
- 事務局 (松尾) 開発地域の周囲の方への説明になります。
- 19番 (樋口委員) 角の家の人は、早く調整池みたいなものが出来て欲しいと思っているようでした。以前は、相窪集落の方に水が来るといっているように言われていた。
- 9番 (窪山委員) 何か配慮ができればいいと思っている。
- 19番 (樋口委員) 相窪といいます、場所は、国道より北側のことを言われているんですか。
- 9番 (窪山委員) そうです。
- 19番 (樋口委員) 国道より北側について、その水路は佐田川の方から来ているので関係はないです。牛小屋の方から来ている水路が溢れるようです。
- 9番 (窪山委員) 消防団が土嚢を積むところもあります。自分が懸念しているのは、隣接するところだけではなく、そのすぐ下の集落にも協議が必要ではないかと思っています。今回は、調整池を設置することで了承を得たいというところでしょうから。
- 事務局 (松尾) この開発自体は、県の開発になりますので、県の基準に準じた側溝の大きさなりにして水が流れるようになっています。
- 副会長 以上の説明でよろしいですか。
- 9番 はい。
- 副会長 他に質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 副会長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。議長を樋口会長と交代します。
 議長 議長を交代しました。26ページをお開き下さい。次に、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議長 事務局。
 事務局 （岩切）事務局議案朗読をもって説明。審議番号1番については、推進機構からの買い入れとなります。審議番号2番から5番については、推進機構への売り渡しになります。以上1番から5番の案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から5番について質問や意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
 なければ、審議番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議長 賛成多数と認め、議案第7号は承認とし、市長に通知いたします。
 次に、議案第8号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議長 事務局。
 事務局 （川波）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。
 5番武井委員。
 5番挙手
 議長 5番武井委員。
 5番 （武井委員）審議番号1番について説明させていただきます。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は、農用地区域外、第1種農地です。平成11年航空写真撮影にて、宅地の一部になっていることを確認できます。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。
 5番挙手
 議長 5番武井委員。
 5番 （武井委員）審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況については、農用地区域外、第1種農地です。20年以上前からの非住宅地課税となっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 議長 賛成の挙手
 全委員 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。それでは、審議番号3番に

ついて、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番林委員。

9番

（窪山委員）審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は、農用地区域外。第2種農地です。20年以上前から非住宅地課税となっています。モデル住宅を建てた際に、非住宅地課税になっていたが、ちょっとだけ住宅にかかっていたので、今回完全に非農地化を願うということで申請が出ています。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。それでは、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。

11番挙手

議 長 11番鳥巢委員。

11番

（鳥巢委員）審議番号4番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は、農用地区域外。第2種農地です。胸高直径30cmのスギの状態となっています。聞きましたところ40年から50年くらい経過しているようです。前回の非農地判断の審議をしてもらった際に、漏れていたという旨の説明を受けました。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 15：44）